

不利益処分

処分名	奄美市高校生遠距離通学費補助金交付決定の取消し
根拠法令	奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱第8条
所管課	教育総務課

1 処分の内容

補助金交付決定額の全部又は一部を取り消す。

2 処分の要件

補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金の交付に係る補助対象経費の払戻しを受けたとき。
- (4) その他補助金の交付が不相当であると市長が認めるとき。